

岩手県告示第885号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所、薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成29年12月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
吉田歯科・矯正歯科医院	久慈市本町二丁目40番地	平成29年9月14日
西町クリニック	奥州市水沢区字谷地明円48番地	平成29年9月16日
アイセイ薬局江刺病院前店	奥州市江刺区西大通り4番24号	平成29年9月30日
有限会社クリス薬局	下閉伊郡山田町船越第5地割9番地3	平成29年10月25日